

寄附金控除のご案内



シェアは認定NPOです

特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会は、東京都より2025年5月16日付で認定更新を承認された「認定NPO」です。

シェアへのご寄付は、**所得税・相続税・法人税**上の税制優遇の対象となります！



SHARE

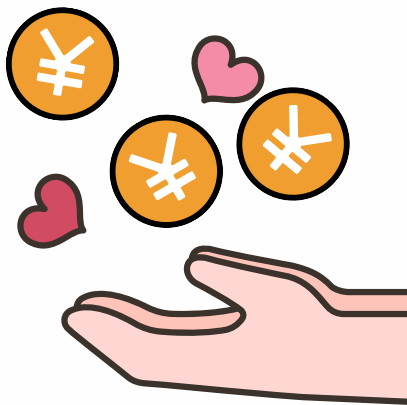
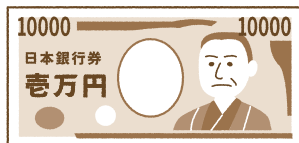
すべての人に健康を！ NGOシェア



例：10,000円ご寄付の場合

シェアのマンスリー
サポーターになります！

シェアへ
1万円ご寄付

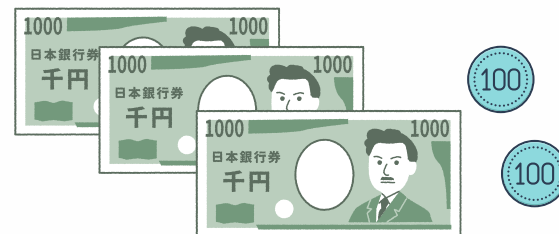


- 会社員
- 課税所得金額300万円
- 税額控除を選択

還付

所得税・住民税の減税

さらに、10%の
住民税の控除を
受けられる
場合もあります！



$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\%$
 $= 3,200\text{円}$ の**税額控除**を受けられる
※税額控除額の上限は所得税額の25%

個人によるご寄付

1. 所得税

(A) 所得控除方式、(B) 税額控除方式のいずれかを選択できます。

※一般的に税額控除のほうが有利ですが、高所得者で且つ多額の寄付をされている方などでは所得控除にメリットがある場合があります。

(A) 所得控除方式

- ・ 課税所得から寄付金を差し引く方式
- ・ 計算式：

寄付金額 - 2,000円 = 控除対象額

※年間の総所得金額の40%が上限

(B) 税額控除方式

- ・ 所得税から寄付金を差し引く方式
- ・ 計算式：

(寄付金額 - 2,000円) × 40% = 控除額

※所得税額の25%が上限

2. 個人住民税（地方税）

認定NPO法人に対して寄付した場合に、個人住民税（地方税）の計算において、寄付金税額控除が適用される場合があります。

都道府県又は市区町村の条例で指定された寄付金が対象となり、東京都 及び 神奈川県にお住まいの方は所得税に加え地方税も控除の対象となります。

その他地域にお住まいの方は、詳しくは各自治体へまでお問い合わせください。

法人によるご寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。損金算入できる金額には、他の認定NPO法人、公益財団・社団法人等に対する寄附金の額と合わせて行うことになりますのでご注意ください。

相続財産からのご寄付

相続または遺贈により取得した財産の一部または全部を申告期限内に寄付した場合、一部の場合を除き、その寄付した財産は相続税の課税対象から外すことができます。寄付した財産には相続税が課税されません。

※条件※

- 相続税の申告期限（相続開始から10か月以内）までに寄付をすること
- 「寄付金受領証明書」を添付して相続税申告を行うこと

ご注意ください！

- 寄付金控除受けるためには、**確定申告（還付申告）**が必要です。「年末調整」では適用されません。
- 「所得税」では必ず控除されますが、「**個人住民税**」では寄付者の住民票がある**自治体によって扱いが異なります**。詳しくは各自治体にご確認ください。
- シェアでは1月～12月にいただいたご寄付をおまとめした領収書を、確定申告の時期に合わせてお渡しできるよう、**領収書は翌年1月**にお送りしております。相続税の申告等で領収書のお受取りをお急ぎの方は、お手数ですが別途シェア事務局へご連絡ください。

あなたのご支援が 未来を支える力になります

【お問合せ先】

特定非営利活動法人

シェア＝国際保健協力市民の会

〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5階

電話：03-5807-7581 / メール：info@share.or.jp

※ 詳しくは、税理士または所轄の税務署にご相談ください

※ この資料は2025年10月に作成しました。